【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

特定工作物 以外

塗料その他 の石綿等が 使用されてれ がある材料 の除去作業

を伴う場合

建築物石綿含有建材調査者等

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を 有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。

<u>建築物石綿含有</u> <u>建材調査者等</u>に よる調査が必要 工作物石綿事前 調査者による調 香が必要 <u>建築物石綿含有建材調査者等</u> 又は<u>工作物石綿事前調査者</u>に よる調査が必要

特定工作物(環境大臣が定める工作物)

1:反応槽 2:加熱炉 3:ボイラー及び圧力容器

4:配管設備 5:焼却設備 7:貯蔵設備 8:発電設備 9:変電設備 10:配電設備

11: 送電設備

6:煙突

12:トンネルの天井板

13: プラットホームの上家

14: 遮音壁

15:軽量盛土保護パネル

16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

17: 観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物」 (令和2年10月環境省告示第77号)の号番号